

各学校長 様

四万十市教育長職務代理者

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を受ける場合等のサービスの取扱いについて

標記の件につきまして、別添のとおり県から通知がありました。

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種を受ける場合及び副反応が生じた場合のサービスの取扱いについて、県教育委員会の取り扱いに準じ、本市に勤務する教職員（臨時的任用教職員及び会計年度任用職員を含む。以下同じ。）の休暇の取扱いを下記のとおり整理しました。

つきましては、各学校において、教職員に周知するとともに、適切な運用をお願いします。

記

1 教職員がワクチン接種を受ける場合の取扱い

ワクチン接種に要する時間（ワクチン接種を受けるために要する往復時時間等を含む。）について、公務の運営に支障のない範囲内において職務専念義務を免除する。【県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則第 2 条第 15 号該当】

※このことについて、接種日時等の確認書類までは求めない。

2 発熱等の風邪症状が見られる場合の取扱い

(1) ワクチン接種による副反応かどうかにかかわらず、発熱等の風邪症状が見られる場合で、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合には、「出勤困難休暇」とする。

(2) (1) に加え、ワクチン接種と関連性が高いと認められる症状（副反応としての発熱、頭痛、倦怠感等のほか、負傷又は疾病の症状も含む。）により療養する必要があり、「勤務しないことがやむを得ない」と認められる場合は、その必要最小限度の期間において職務専念義務を免除することができる。【県費負担教職員の職務に専念する義務の特例に関する規則第 2 条第 15 号該当】

※このことについて、副反応によることの証明まで求めない。また、年次有給休暇や病気休暇の取得を妨げるものではない。

3 その他

(1) この取扱いは、令和 3 年 6 月 17 日から適用する。

(2) 職務専念義務を免除する時間に発生する事故については、公務災害の対象とならない。

【参考】	ワクチン接種	副反応	
		発熱等の風邪症状	負傷又は疾病
職務専念義務の免除	○	○	○
出勤困難休暇	—	○ ※	×

※出勤困難休暇の承認を受けた場合は、職務専念義務の免除の手続きは必要ない。

担当  
四万十市教育委員会  
学校教育課 梶谷